



7月は「社会を明るくする運動」 強調月間・再犯防止啓発月間です

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第71回 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人が反省と償いを経て社会に帰ってきた時、社会に居場所がないために再び犯罪を重ねてしまうという、「負のサイクル」があることも事実です。

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くには、各種施策を進めていくことはもちろんのこと、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちへの理解を求め、地域社会の中に受け入れ、見守り、そして支えていくことが必要です。

犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけづくりを目指しています。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

「愛の募金」活動へのご協力をお願いします！
「愛の募金」とは、社会を明るくする運動の一環として、更生保護女性会が行う募金活動です。この募金は、町内小・中学校への寄附や更生保護施設への助成などに活用されます。
7月から、役場福祉課窓口で募金箱を設置しますので、ご協力をお願いします。

7月は「虐待ゼロ推進月間」です

虐待かもと思ったら、埼玉県虐待通報ダイヤル#7171（ないない）

に迷わずお電話を！

つながらない場合は、☎048-762-7533

埼玉県の取り組み

埼玉県では、早期に虐待を発見するために、「児童虐待」「高齢者虐待」「障害者虐待」の通報を24時間365日受け付けています。

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。「虐待を発見した」「虐待を受けている」「虐待をしてしまった」など、どうしてもいかならない場合は、ひとりで抱え込まずに電話してください。

連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。



ホームページ
QRコード



7月は「青少年の非行・被害防止特別強調月間」です ～地域ぐるみで非行を防止しよう～

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民全ての願いですが、今日の青少年を取り巻く環境は、インターネット上の違法・有害情報のまん延をはじめ、憂慮すべき状況にあります。

特に、学校が夏休みになる期間は、子どもたちが非行に陥りやすい時期です。

そこで、県では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民が連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開します。

この運動は、県民一人ひとりが青少年の非行根絶を願う気持ちを身近な行動に移し、社会全体の取り組みにつなげていこうとするものです。

県民としての取り組み

家庭の役割

家族の一員としての自覚の育成

学校の役割

子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造

地域の役割

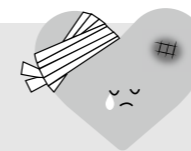
子育ての経験や知恵を生かした声かけ

社会全体の役割

子どもを健全に育てる環境づくり



問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132



暴力に悩んでいませんか？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今までにない生活不安やストレスから、DVなどの増加・深刻化が進んでいます。

内閣府が公表した2020年度の相談件数は、2019年度の約1.6倍に増加している状況です。

「これってDV?」「子どものことも心配」など、どんな相談でもご連絡ください。

相談機関を
ご紹介します

プラス
DV相談+ ☎0120-279-889

(電話・メールは24時間受付 チャット相談は正午から午後10時まで)

埼玉県婦人相談センター ☎048-863-6060 または #8008

(月～土曜日 午前9時30分～午後8時30分 日・祝日 午前9時30分～午後5時)

※12月29日～1月3日を除く

埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま) ☎048-600-3800

(月～土曜日 午前10時～午後8時30分) ※祝日・第3木曜日・12月29日～1月3日を除く